

## 修業年限で卒業できないことの確定基準

### 作新学院大学学則（抜粋）

#### （修業年限及び在学年限）

第7条 本学の修業年限は4年とする。

2 第36条第1項の定めに基づき、長期にわたる教育課程の履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）は、当該許可された年限を修業年限とする。

3 学生は8年を超えて在学することができない。

4 前項の規定にかかわらず、長期履修学生は10年を超えて在学することはできない。

#### （長期にわたる教育課程の履修）

第36条 学長は、学生が、職業を有している等の事情により、第7条第1項に定める修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、卒業することを希望する旨を申し出た時は、その計画的な履修を認めることができる。

2 長期履修学生について必要な事項は別に定める。

#### （卒業の認定）

第37条 学長は、第7条第1項に規定する年限以上在学し、第26条に定める授業科目を、第29条に定めるところにより、卒業要件単位を修得した者について、卒業を認定する。

2 前項の卒業の認定に当たり、当該学部教授会は、学長に意見を述べるものとする。

3 前条第1項の規定により、卒業の認定に必要な修得すべき単位のうち、第28条第3項の授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

4 学長は、卒業の認定を受けた者に対し卒業証書を授与する。

#### （学生納付金）

第39条 本学の入学検定料及び入学料並びに授業料、施設費、維持費及び教育充実費（以下「授業料等」という。）の金額は別表第5のとおりとする。

2 学生は在学中の授業料等の納付金に変更があった場合には、あらたに定められた金額を納付しなければならない。

3 学業優秀、スポーツ優秀及び経済的に困窮すると認めるときは、授業料等を免除することができる。

4 前項の免除については別に定める。

5 シニア学生（入学時に55歳以上の学生）の入学検定料を除く授業料等は、一般学生の授業料等の半額を免除した額とする。

6 修業年限を越えて在学する学生については、別に定める。

7 私費外国人留学生の入学検定料、入学料及び授業料については、別に定める。

(授業料の納付)

第40条 授業料の納入は、毎年前期（4月から9月まで）及び後期（10月から翌年3月まで）の2期に分けて、授業料の年額の2分の1ずつ納入するものとする。ただし、特別な事情があると認めるときは、授業料等の延納を認めることができる。

2 前項規定にかかわらず、学生は、前期に係る授業料を併せて納入するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納入することができる。

3 私費外国人留学生については、入学金を除く学納金を年額の2分の1ずつ納入するものとする。